

12月19日(木)から新可燃ごみ処理施設への可燃ごみ搬入を予定しています
ID 1012937

日野市、国分寺市および小金井市で構成する浅川清流環境組合では、3市の可燃ごみを共同で処理するため、令和2年4月からの新可燃ごみ処理施設の本格稼働を目指し、建設工事を進めています。

●剪定枝拠点収集(12月)

日程	持込時間 9:00~11:00	持込時間 13:00~15:30
5日(木)	四ツ谷下東公園	カワセミハウス
6日(金)	御嶽上公園	高幡不動駅北第四駐輪場入口
11日(木)	旭が丘中央公園※	リサイクル事務所
12日(木)	てっぺん山公園	平山台健康・市民支援センター
17日(火)	日野中央公園※	ハケ下公園
18日(水)	駒形公園	(旧)鳥と緑の日野センター
19日(木)	落川公園※	日野台公園
22日(日)	13:30~15:30クリーンセンターで臨時収集	
23日(月)	新坂下公園	日野中央公園
24日(火)	通称 ためき公園	沢田公園
25日(水)	さいかちげき公園	まつばやし地区広場

※は6:00から受け付け

ご家庭の庭木などの手入れで出た剪定枝は、剪定枝チップ化リサイクルのため左表の指定日時に、なるべく拠点収集会場へお持ちください。

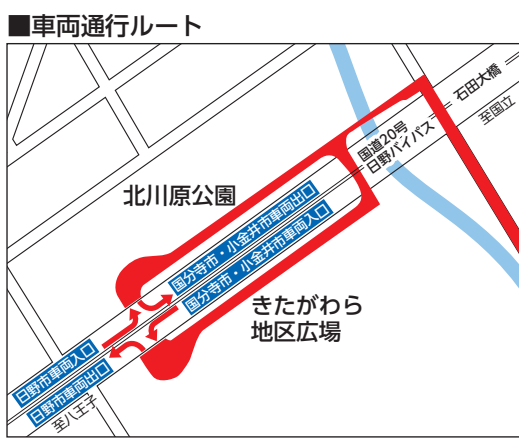
剪定枝の拠点収集は無料でお引き取りしています
ID 1002910



令和2年版「ごみ・資源分別カレンダー」を配布
ID 1002863

令和2年版の「ごみ・資源分別カレンダー」を11月中旬より12月6日(金)に各家庭に順次戸別配布します。お手元に届かない場合はお手数ですが

問 ごみゼロ推進課(☎581・0444)



新可燃ごみ処理施設の性能を検査する試運転を行うため、12月19日からは3市の可燃ごみが新可燃ごみ処理施設へ搬入される予定です。可燃ごみの搬入に伴い、左図の通り、可燃ごみ収集運搬車両は北川原公園専用路を通行する予定です。

なお、個人の持ち込みごみについては、引き続きクリーンセンターで受け付けます。ご理解・ご協力をお願いします。

令和2年1月から プラスチック類ごみの分別収集がスタート

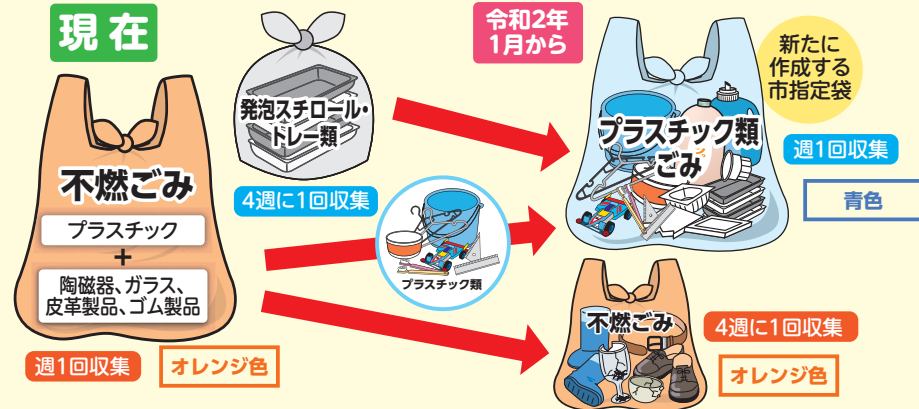
問 ごみゼロ推進課(☎581-0444) ID 1012124

プラスチックごみを資源化するために

汚れを落として、プラごみへ!



ごみの出し方が変わります



ペットボトルは今まで通りペットボトルの日に出出を(できるだけ買ったお店にお返しを)

各地域の収集日 11~12月配布の「ごみ・資源分別カレンダー」でご確認ください

プラごみ専用袋 12月初旬から販売(当面は今の不燃袋(オレンジ色)でもプラごみ排出可)

処理手数料	種類	1ロールの枚数	ミニ袋(5%相当)	小袋(10%相当)	中袋(20%相当)	大袋(40%相当)
NEW	プラスチック類ごみ(青色)	10枚	100円	200円	400円	800円
	可燃ごみ(緑色)	10枚	100円	200円	400円	800円
	不燃ごみ(オレンジ色)	5枚	50円	100円	200円	400円

※可燃・不燃の収集袋もロール状に変更します

4 職員の分限および懲戒処分の状況

分限処分は、職員に一定の事由がある場合に、本人の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その目的は公務能率の維持と向上を図ることにあります。分限処分は、免職、休職、降任、降給の4種類です。

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うたためになされる処分です。その目的は公務における規律と秩序を維持することにあります。懲戒処分は、免職、停職、減給、戒告の4種類です。

(1) 分限処分者数(平成30年度)

区分	免職	休職	降任	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	36	0	0	36
職に必要な適格性を欠く場合	1	0	0	0	1
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定めた事由による場合	0	0	0	0	0
計	1	36	0	0	37

(2) 懲戒処分者数(平成30年度)

区分	免職	停職	減給	戒告	計	訓告など
法令に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反または職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	1	1	0	3	0
計	1	1	1	0	3	0

※訓告などは、懲戒処分に至らない行為でその責任を確認させ将来を戒めるための措置です

5 職員のサービスの状況

(1) 職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たり全力で専念しなければなりません。職員が守るべき義務は次の通りです(単位:人)

区分	内容	違反者数
職務命令などに従う義務	職員は法令などの定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません	0
信用失墜行為の禁止	職員は職の信用を傷つけたり、職の不名誉となる行為をしてはなりません	3
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません	0
職務専念義務	職員は法律などに特別に定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務遂行しなければいけません	0
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与するなどの政治的行為が禁止されています	0
争議行為などの禁止	職員は争議行為などが禁止されています	0
営利企業などの従事制限	職員は営利企業などに従事することは制限されており、従事する場合には許可を受けなければなりません。なお、公務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断できるものについては、任命権者の許可を得ることによって営利企業などに従事することができます	0

(2) 職員は任命権者の承認を得て、職務専念義務を免除される場合があります(平成30年度)

区分	延べ件数	延べ人数	総時間
職員が職員の給与、勤務時間その他の勤務条件などに関して適法な交渉を行う場合	14件	109人	188時間

6 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修状況(平成30年度)

職員の能力向上のため、毎年研修を実施しています。

区分	人数
庁内研修(能力開発研修など)	4,151人
派遣研修(市町村職員研修所など)	341人
合計	4,492人

(2) 人事評価の概要(平成30年度)

職員の職務で発揮された能力について、毎年評価を行っています。

評価の回数	1回
評価の期間	平成30年4月1日~平成31年3月31日
評価の対象人数	1,357人

7 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、日野市職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の負担金などで運営されています。

また、職員の共済制度は、地方公務員等共済組合法に基づき、職員と市において分担拠出する財源により、短期給付事業(医療関係など)、長期給付事業(年金関係)、福祉事業(人間ドック事業など)を行っており、厚生年金、国民年金、健康保険および国民健康保険と同様に社会保険制度の一環とされています。

(2) 公務災害などの状況(平成30年度)

公務上、通勤途上の災害により、負傷した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。適用件数については下記の通りです。

区分	地方公務員災害補償法	条例	労働者災害補償保険法
件数	17件	0件	18件

(3) 健康診断の状況(平成30年度)

職員の健康管理のため、毎年健康診断を実施しています。定期健康診断の受診者数などについては下記の通りです。

区分	受診者数
一次	1,305人
二次	60人

8 公平委員会の業務の状況(平成30年度)

職員は、懲戒その他、その意に反する不利益な処分を受けた場合、公平委員会に審査請求をすることができます。また、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、市の当局により適切な措置が取られるべきことを要求することができます。

区分	件数
不利益処分の審査請求	1
勤務条件に関する措置要求	0

9 職員の退職管理の状況(平成30年度)

職員で課長職以上であった者は、退職後2年間、管理職として関与していた職務に関する働きかけを禁止されています。また再就職情報の届出義務があります。

対象者数	再就職の届出状況						
	本市再任用	他の地方公共団体など	非営利法人など	営利法人	自営業	再就職しない	その他
11人	4人	0人	2人	1人	0人	4人	0人

お問い合わせください。
問 ごみゼロ推進課(☎581・0444)

令和元年度クリーンセンターごみ焼却施設排出ガス測定結果を報告
ID 1002982

4月2日と6月17日に排ガス中の

ダイオキシン類の測定を行いました。
結果は次の通り、いずれも法規制値(1ナノグラム)を下回りました。
▼測定項目:ダイオキシン類濃度1号炉0・17ナノグラム、2号炉0・010ナノグラム
問 施設課(☎581・0443)